

第11回 紛争解決手続代理業務試験受験案内

厚生労働省
全国社会保険労務士会連合会

《試験の実施要領》

第11回紛争解決手続代理業務試験は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号。以下「法」という。）第13条の3第1項及び第13条の4の規定により次のとおり行われます。

1. 試験日・時間等

試験日：平成27年11月21日(土)

集合時間：14：00

試験時間：14：30～16：30

※試験についての注意事項を説明しますので、必ず集合時間までに試験室に入室し、着席してください。

2. 受験申込書の受付期間

平成27年9月28日(月)～10月13日(火)

※郵送での申込みは、平成27年10月13日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

※提出書類に不備がある場合は受け付けられませんので、受験の申込みは早めに行うようにしてください。

3. 受験票の交付

- 11月上旬に全国社会保険労務士会連合会試験センター（以下「試験センター」という。）から、受験資格を有すると認められた受験申込者及び受験資格を取得する見込みである受験申込者に直接郵送します。
- 平成27年11月9日(月)までに受験票が届かない場合又は受験票の記載事項に誤りがある場合は、試験センターまでご連絡ください。
- 試験センターが受験票等へ記載する漢字については、原則として、JIS第2水準までの活字を使用しますので、あらかじめご了承ください。
- 受験票は大切に保管してください。

4. 合格者の発表

平成28年3月18日(金)

- 合格者には合格証書を郵送するほか、その受験番号を官報に公告します。また、厚生労働省並びに試験センター及び都道府県社会保険労務士会に9：30から合格者の受験番号の掲示を行うとともに、全

国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）のホームページ（<http://www.shakaihokenroumushi.jp/>）での掲載を予定しています。

- 受験者（途中棄権者、不正者等は除く。）には成績等の通知をいたします。（平成28年3月18日（金）発送予定）届かない場合は、平成28年4月1日（金）までに試験センターまでご連絡ください。
- 電話等による試験の結果に関する照会には、その理由の如何を問わず応じられません。

5. 試験科目

個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとします。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含めます。なお、試験は記述式により行います。

6. 携行品

1. 受験票
2. 筆記具（黒インクのペン、万年筆又はボールペン（ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せるものを除きます。））

注）六法全書その他の図書の使用は認めません。

7. 受験資格

法第13条の3第1項に規定する研修の修了者。

8. 試験地

4ページの「試験地」をご覧ください。なお、試験会場に関する事前照会には応じられません。

9. 合格の取り消し等

不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその受験を禁止する場合があります。

< 受験案内等が到着した際の確認事項 >

下記の書類が入っているか確認してください。

- 受験案内
- 紛争解決手続代理業務試験受験申込書
- 紛争解決手続代理業務試験受験申込書（別紙）
- 郵便振替用紙（受験手数料納付用）
- 受験申込用封筒（桃色）

《受験の申込み》

○受付期間

平成27年9月28日(月)から10月13日(火) (平成27年10月13日(火)消印有効)

○受験手数料及び納付方法

(受験手数料) 15,000円 (振込手数料は、払込人の負担になります。)

(納付方法) ●別添の郵便振替用紙を使用して必ず郵便局から納付してください。

●試験センターの窓口では、現金の取扱いはいたしません。

(注 意 点) ●受験手数料の領収証は、納付手続きをした郵便局が発行する払込票兼受領証をもって代えさせていただきます。この払込票は入金手続きを行ったことを証明する重要な書類ですので、大切に保管してください。

●入金された受験手数料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

○申込方法

下の①～④の提出書類をすべてそろえ、郵送又は試験センター窓口にて申込みをしてください。なお、提出書類等に不備がある場合、受け付けられません。

<郵送での申込み>

- 専用の封筒(桃色)に入れ、必ず「簡易書留郵便」で、試験センターへ郵送してください。(平成27年10月13日(火)消印有効)
- 必ず郵便局の窓口で手続きをしてください。ポストに投函しないでください。
- 手続きの際は、郵便局に備え付けの「書留・配達記録郵便物等差出票」を記入のうえ、窓口にお出しください。なお、「書留・配達記録郵便物等差出票」の届け先の氏名記入欄は、「試験センター」と記入してください。
- 「書留・配達記録郵便物等差出票」の本人控えは大切に保管してください。

<試験センター窓口での申し込み>

- 受付時間は、9:30～17:30(土日祝日は除く。)
- 現金の取扱いはいたしませんので、受験手数料は、郵便局で納付手続きをしてください。
- 受験申込みの締切日近くは、大変混み合いますので、早めに手続きをしてください。

<提出書類と留意点>

提出書類等に不備がある場合は受け付けられませんので、下記の留意点をよくお読みになり早めに申込みをしてください。

① 受験申込書

記入要領を参考に記入してください。

② 写真

1. 裏面に氏名・登録番号を記入し、受験申込書の所定の欄に貼付してください。
2. 写真の規格
 - (1) 縦4.5cm、横3.5cmでふちの無いもの
 - (2) 受験の申込み前3ヶ月以内に撮影したもの

- (3) 背景は無地、人物は無帽、正面向、肩から上が写ったもの
- (4) 試験中に眼鏡を着用する方は、眼鏡を着用して撮影したもの

※1 上記の規格に一つでも合わないもの、不鮮明であったり、顔の部分が小さい場合等は、再提出していただきます。

また、カラーコピー、スナップ写真を切り抜いたもの、デジタル画像で画像の粗いもの、コピー用紙に印刷したものは使用できません。

※2 試験当日、写真と本人が著しく異なる場合は、本人確認をする場合がありますのであらかじめご了承ください。

③ 郵便振替払込受付証明書（お客さま用）

- 1. 必ず「郵便振替払込受付証明書（お客さま用）」を受験申込書（別紙）に貼付してください。
- 2. 郵便局の受付局日付印の押印の有無を必ず確認してください。押印のないもの、受付局日付印の日付が、平成27年10月14日(水)以降のものは受け付けられません。

④ 受験資格を証明する書類

受験申込者の特別研修の修了状況により、次のいずれかとします。

1. 特別研修の修了者

社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号。以下「則」という。）第9条の4第2項に規定する研修修了証

※特別研修の修了証を同封してください。写し（コピー）の場合は、余白に必ず自筆で「研修修了証の原本の写しに相違ありません。」と明記し、署名してください。

※特別研修修了証の氏名と現在の氏名が異なる場合は、申込前3ヶ月以内に発行された改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本）の原本を添付してください。

2. 第11回特別研修の受講者

則第9条の5第2項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面

※第11回特別研修受講票に添付されている「特別研修修了見込証」を切り離し、必ず貼付してください。この「特別研修修了見込証」が、則第9条の5第2項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面となります。

《第11回紛争解決手続代理業務試験試験地》

- 1. 試験会場は、試験地内（原則として受験申込者が所属している都道府県社会保険労務士会の所属地域の試験地になります。）で試験センターが指定する試験会場になりますのであらかじめご了承ください。また、試験会場は、都合により変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 2. 実際に試験を受ける会場は、平成27年11月上旬に郵送する受験票に記載してお知らせいたします。試験会場に関する事前の照会には応じられません。

<試験地>

北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

《 特 別 の 措 置 》

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要の措置を受けられることがあります。受験に際し、特別の措置を希望する方は、下記の特別措置コード表の区分に応じて医師の診断書、障害者手帳の写し又は母子健康手帳の写し等の提出が必要となりますので、受験の申込みに先立って試験センターまでご連絡ください。

全盲等視力障害のため点字による試験を希望される方は、受験の申込みに先立って試験センターにご連絡ください。補聴器、ルーペ等を使用する方も特別措置の申請が必要となります。

<特別措置コード表>

コード	区 分
0 1	視覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
0 2	聴覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
0 3	上肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
0 4	下肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
0 9	上記0 1～0 4以外で、受験に際し特別の措置を希望する

※受験に際し、特別の措置を希望する方は上記の「0 1～0 9」のうち該当するコードを必ず記入してください。

また、希望する措置の内容を備考欄に記入してください。

《「第11回紛争解決手続代理業務試験受験申込書」の記入要領》

○記入上の注意点

1. 受験申込者の氏名については、戸籍どおりの漢字・仮名で記入してください。また、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。（氏名についてゴム印等を使用する場合は、押印が必要ですが、署名の場合は押印の必要はありません。）

性別に○をつけてください。

2. 社会保険労務士登録証票に記載されている8桁の登録番号と所属会（都道府県）を記入してください。
3. 生年月日と申込時の年齢を記入してください。
4. 自宅住所（登録の住所）を記入してください。
- 5～6. 電話番号、FAX番号を記入してください。
7. 特別研修受講番号（12桁）を記入してください。
8. 写真は、申込み前3ヶ月以内に撮影したものであって、脱帽、正面、縦4.5cm、横3.5cmの大きさのもの（カラー、白黒のどちらでもかまいません。）としてください。

なお、写真裏面に氏名・登録番号を記入してください。また、必ず人物像のある位置に貼付してください。（カラーコピー、スナップ写真を切り抜いたもの、デジタル画像で画像の粗いもの、不鮮明であったり、顔の部分が小さいものは不可。また、試験中に眼鏡を着用する方は、眼鏡を着用した写真を貼付。）

9. 受験するにあたって特別措置を希望される場合に記入してください。特別な措置を必要としない場合、

記入しないでください。

10. 受験申込書（別紙）に「郵便振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼付してください。

11. 「受験資格を証明する書類」の取扱い

受験資格を証明する書類は次のいずれかとします。

① 特別研修の修了者

則第9条の4第2項に規定する研修修了証（特別研修修了証。写し（コピー）の場合は、余白に必ず自筆で「研修修了証の原本の写しに相違ありません。」と明記し、署名してください。）を受験申込書（別紙）に添付してください。

※特別研修修了証の氏名と現在の氏名が異なる場合は、申込前3ヶ月以内に発行された改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本）の原本を添付してください。

② 第11回特別研修の受講者

則第9条の5第2項ただし書に規定する研修を修了する見込であることを証する書面（※第11回特別研修受講票に添付されている「特別研修修了見込書」。原本に限ります。）を受験申込書（別紙）に貼付してください。

《 注 意 事 項 等 》

○ 試験当日についての注意事項

- 試験についての注意事項を説明しますので、必ず集合時間までに入室し、着席してください。なお、遅刻者は試験を受けることができません。
- 不正行為等の防止の観点から携帯電話、PHS等の通信機器類、通信機能・計算機能のついた腕時計などの試験会場への持ち込みは、その用途を問わず禁止します。また、一時的に預かることもいたしません。
- 原則として試験室に時計はありませんので、必ず腕時計を持参してください。
- 試験中に火災・地震等の緊急を要する事態が発生した場合、試験室の担当者の指示に従い行動してください。

○ 届出事項の変更について

- 試験日以降に住所を変更される場合、必ず試験センターにご連絡ください。ご連絡がないと、合格証書、成績（結果）通知書が届かない場合があります。

○ 個人情報取扱いについて

- 連合会は法第25条の34第2項に規定する連合会の目的及び連合会会則に規定する連合会の事業等を達成するために必要な範囲内で、個人情報を取り扱います。

○ 受験申込書提出先、受験申込書請求先及び受験に関する問い合わせ

全国社会保険労務士会連合会 試験センター

〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階

電話 03-6225-4882

（受付時間：9時30分～17時30分（土日祝日は除く。））